

岩手県立大学大学院長期履修学生規程

制定 平成 19 年 1 月 17 日 規程第 20 号

改正 平成 31 年 3 月 27 日 規程第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 13 条の 3 第 3 項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 長期履修（大学院学則第 13 条の 3 第 1 項に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）の申請をすることができる者は、大学院に入学を許可された者又は大学院の学生（長期履修の許可を受けずに博士前期課程 2 年目又は博士後期課程 3 年目に在学する者を除く。）であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第 5 条に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他長期履修が必要となる相当の理由がある者

(履修期間)

第 3 条 長期履修の期間は 1 年単位とし、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して大学院学則第 6 条各項に規定する在学年限を超えることはできないものとする。

- 2 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

(申請)

第 4 条 長期履修を志願する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第 1 号）
- (2) 長期履修計画書
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他学長が必要と認める書類

(長期履修の許可)

第 5 条 前条の申請に対しては、申請者の所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

- 2 各研究科においては、前項の許可に当たり、長期履修期間中の各学期の修得単位数の上限を設けることができる。

(長期履修期間の変更)

第 6 条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該期間の変更を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第 2 号）及び第 4 条第 2 号から第 4 号

までに規定する書類を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。
- 3 前条第1項の規定は、第1項の申請に準用する。

(長期履修の許可の取消し)

第7条 長期履修学生が大学院学則及び諸規程に違反したとき、学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年1月17日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日 規程第22号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

長期履修申請書

年 月 日

岩手県立大学長 様

研究科 _____ 課程 _____

学籍番号（受験番号） _____

氏名 _____

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	年 月 日	
長期履修 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）	
現住所	〒 _____ 電話番号 _____	
勤務先	名称・ 職種等	_____
	所在地	〒 _____ 電話番号 _____
理 由	_____	
履修計画	_____	
指導教員の所見	署名 _____	

(A4)

様式第2号（第6条関係）

長期履修期間変更申請書

年 月 日

岩手県立大学長 様

研究科 _____ 課程 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
変更の理由	
変更後の履修計画	
指導教員の所見	署名 _____

(A4)